

## 令和8年度みえ福祉・介護フェア開催委託業務仕様書

### 1 事業目的

全国的に高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、今後増大する介護ニーズに対応していくため、県内の介護従事者の確保が重要課題の一つとなっている。

本業務は、みえ福祉・介護フェアを開催するにより、将来の担い手となる若者をはじめ、県民に幅広く介護の魅力を発信することにより、介護に対するイメージアップを図り、介護従事者の確保につながることを目的としている。

### 2 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

### 3 事業概要

11月11日の「介護の日」を契機として、多くの県民が介護に興味・関心を持ち、介護のイメージ向上を図り、介護従事者の確保につながるイベントを開催する。本年度は、福祉コースに在学する県立高校生とも連携して開催することで、将来の担い手となる若者世代にも積極的に魅力を発信していく。

#### (1) 開催時期及び場所

令和8年10月24日（土）、25日（日）、11月3日（祝・火）、7日（土）、8日（日）、21日（土）、22日（日）、23日（祝・月）、28日（土）、29日（日）のいずれかの日において、三重県内にて1回開催する。

開催時間については、10時～16時（6時間程度）を想定。

※介護の日から前後3週間の休日・祝日のうち、学校行事等により県立高校生が対応できない日程を除外

#### (2) 来場対象者

- ・高齢者を介護しているご家族や介護に関心のある方
- ・小中学生及びその保護者
- ・福祉・介護業界での就職に関心がある若者（大学生、高校生等）
- ・介護に興味・関心がある一般県民

#### (3) 内容

##### ①仕事体験プログラムの実施 ※県立高校生が運営

仕事体験ブース（5ブース程度）を設置し、来場者のうち小中学生を対象に介護・福祉分野の仕事が体験できる体験プログラムを実施する。

##### ②介護団体PRブースの設置 ※介護団体が運営

介護団体PRブース（4ブース程度）を設置し、来場者に介護ロボット体験・学校紹介・求職相談等を行う。

##### ③物品販売ブースの設置 ※就労支援事業所等が運営

就労支援事業所等の物品販売ブース（5ブース程度）を設置する。

④受託者が企画提案する介護の魅力発信を行うプログラム

上記①～③のほか、受託者が「介護の日」の普及啓発や介護の魅力発信を行うプログラムを企画提案し、実施すること。

<提案例>

- ・介護の魅力を伝えるイベントの実施
- ・魅力発信動画の作成及び放映
- ・WEBサイトやSNSを活用した魅力発信や啓発

(4) 来場者の費用

来場者の参加費用は無料とする。

#### 4 委託業務の内容

令和8年度みえ福祉・介護フェアの企画・運営にかかる下記業務を行う。

(1) タイトル

- ・来場対象者に効果的に訴求し、興味を引くようなタイトルを提案すること。
- ・「キッザケア」等の商標を有する名称を使用する場合は、受託者が使用許諾を行うこと。

(2) 企画・計画

- ・来場者数の目標は250名以上（うち、仕事体験プログラムは小中学生100名以上が参加）としており、多くの方に魅力発信できる方法を検討し、企画提案すること。
- ・来場者数の目標を達成するための広報活動のほか、運営方法（来場者の回遊性の確保、イベント全体のファシリテーション方法、事前申込の必要性の有無など）を企画提案すること。
- ・フェアのタイトル、開催日時、開催場所、プログラム、広報手段、開催当日までのスケジュールの他、実施に係る準備や当日の流れなどを記載した計画書を開催日の50日前までに作成すること。

(3) 会場等の手配

- ・会場選定から予約、調整、利用料金の支払いまで、受託者が全て行うこと。
- ・会場選定にあたっては、交通アクセスが良い、屋内の会場とすること。また、「仕事体験ブース（5ブース程度）」「介護団体PRブース（4ブース程度）」「物品販売ブース（5ブース程度）」の設置可能な広さを確保すること。
- ・会場及び開催日時については、事前に県と協議のうえで決定すること。
- ・フェアの運営に必要な機材や物品等は、受託者が手配すること。また、必要に応じて、関係機関（保健所等）へ申請・届出を行うこと。

(4) 募集・集客

- ・介護への関心の高低にかかわらず幅広く集客できるよう、効果的な周知・広報を実施すること。
- ・開催案内用のチラシを1種類以上制作し、チラシを来場対象者に配布すること。また、各種広報媒体（例：市町の広報誌、WEB等）に広告を掲載することにより、フェアへの集客を図ること。

- ・集客のための工夫や自らが有するノウハウ等について、提案すること。

#### (5) 当日の運営

##### ア 当日配布資料の作成

- ・会場内レイアウト、プログラム等の当日配布資料を作成すること。なお、想定される来場者数分に加え、出展団体分及び予備を用意すること。

##### イ 会場の設営・装飾・撤去

- ・当日の会場設営や来場者受付等を行うのに十分な人数のスタッフを配置し、準備、フェア開催中の対応、撤収等を行うこと。
- ・会場内において、来場者に介護の魅力が十分に伝わるようなPRや装飾等を実施すること。
- ・各種ブースの設置に必要な備品（事務机や椅子等）の準備、電源・ネットワークの確保について、受託者が手配すること。
- ・仕事体験プログラムに必要な備品（ベッド等）については、県立高校が所有する物品を使用する事を想定しているため、受託者が県立高校から会場までの運搬の手配すること。

※介護団体がPRに使用する物品（PR資料、のぼり、介護ロボット等）及び就労支援事業所等が物品販売ブースで販売する物品については、受託者でなく各自で準備・搬入・設置・撤去することとする。

##### ウ イベントの実施

- ・イベント全体の進行やファシリテーションに必要なスタッフを配置すること。
- ・仕事体験プログラムを完了した小中学生に配付する「本イベントのみで使用できる給料（チケット）1人あたり500円」を発行すること。給料（チケット）は物品販売ブースで使用できるものとし、チケット代は委託費用に含むものとする。
- ・受託者が企画提案する介護の魅力発信を行うプログラムを実施すること。その他、独自の工夫（介護に対する興味・関心に繋がる仕掛け、来場者の満足度を高める工夫）がある場合は、企画提案すること。
- ・なお、以下については受託者の業務外である。

- i) 仕事体験プログラムは、県立高校生が体験内容を企画するとともに、当日の仕事体験ブースの運営は高校生自身がスタッフを担当する。

【ブース案】※内容は変更する場合があります。

- ・介護（施設サービス）ブース
- ・介護（居宅サービス）ブース
- ・リハビリブース
- ・看護・歯科衛生士ブース
- ・保育ブース

- ii) 介護団体PRブースは、各団体が実施内容を企画するとともに、当日のブースの運営は各団体職員がスタッフを担当する。

【参考：令和7年度出展内容】

- ・学校紹介・進路相談（三重県介護福祉士養成施設協議会）

- ・介護相談・介護体験（一般社団法人三重県介護福祉士会）
- ・介護ロボット体験・紹介（三重県老人福祉施設協会）
- ・求職相談・介護の仕事〇×クイズ（社会福祉法人三重県社会福祉協議会）

iii) 物品販売ブースは、障害者の就労支援事業所等がスタッフを担当する。なお、物品販売ブースの出展事業所募集は、県立高校が行う。

#### エ K P I（事業目標）の設定と効果測定

- ・イベント等の参加者数など、具体的なK P I（数値目標）を設定すること。
- ・イベント等の効果測定については、アンケートを必ず実施し、事業の効果検証を行うこと。アンケートは、個人情報の収集目的を説明し、アンケートの利用目的及び第三者への提供など必要な項目について、本人の同意を得たうえで収集すること。

#### オ 来場者数等の集計

- ・フェアへの来場者及び各ブースへの訪問者数を集計し、フェア終了後3日以内に県へ報告すること。このうち、来場者数については、フェア当日の終了後、速報値を速やかに県に報告すること。

#### (6) 報告書の提出

フェアの終了後1ヶ月以内に、以下の内容を記載した報告書を提出すること。

- ・周知、広報の実績
- ・フェアの概要及び当日の写真データ
- ・アンケート集計結果
- ・フェアの実施効果や課題、改善案等
- ・その他、県が指示するもの

## 5 業務完了報告

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日のいずれか早い日までに、紙媒体1部、電子データ1部を県に提出すること。

## 6 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、委託者と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 7 その他

### (1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

委託者は、必要に応じ、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。再委託を認めた場合、受託者が再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

エ 受託者は、その他関係法令を遵守すること。

オ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟及び調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 留意事項

ア 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者がアの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物

件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- エ 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- オ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- カ その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 8 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部長寿介護課 介護人材確保班

担当：渡邊、橋本

電話番号 059-224-2262

ファックス番号 059-224-2919

メールアドレス chojus@pref.mie.lg.jp